「金」取引〈金地金現物〉

令和元年10月1日現在

1. 商 品 名	● 金地金現物
(愛 称)	
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団など
3. 種 類	● 純度99. 99%の金地金、100g・500g・1kgの3種類(各1本単位)
4. 取扱営業日	● 金取扱業者休業日を除く銀行営業日
5. 取引形態	● ご購入いただいた金地金現物はお客様で保有していただきます。
	● 金地金現物の買い取り
	当行でご購入された金地金現物は、ご購入いただいた当行の本支店で買い取り致し
	ます。買い取りに際しては、地金業者鑑定後の買い取りとなる場合がございます。
	なお、鑑定の結果、買い取りに応じられない場合もあります。
6. 税金	● 給与所得者等が金を売却した場合、原則として譲渡所得(総合課税)となりますが、
	継続的に売買を行う場合などは雑所得となることもあります。詳しくは、窓口まで
	お問い合わせ下さい。
7. 売買価格の	● 当日の金価格は窓口にお問い合わせ下さい。
入手方法	(ご提示する金価格は、消費税等を含みます)
8. 手数料	● [金地金取扱手数料]
	購入・売却時ともに、1本につき6,600円(消費税等を含みます)
9. 付加できる	■ ございません。
特約事項	
10. その他	● 金地金現物は預金商品ではありません。
参考となる事項	● 金は価格が変動する商品です。売却時期によっては、ご購入の価格を下回ることも
	あります。
13. 当行が契約して	● 一般社団法人全国銀行協会
いる指定紛争解	連絡先全国銀行協会相談室
決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 金取引は預金保険の対象外取引です。